	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 商品及びサービスに関する監督命令（自動車の輸入及び自動車に関するサービス）（千九百七十八年） 第三条 自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第二条、第二十条、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第六十八条、第九十七条、第九十八条、第百三十六条、第百四十三条及び第百四十九条 会社法（千九百九十九年）第一条 1　自動車を商業的に輸入するためには、免許が必要とされる。免許を申請する企業において、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者は、イスラエルの国民又は永住者とする。 2　自動車を製造し、及び販売し、又はその貿易を行うためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。 (a)　個人企業であるイスラエルの国民又は永住者 (b)　イスラエルにおいて登記された企業であって、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるもの 3　自動車の個人による輸入を仲介するためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。 (a)　個人企業であるイスラエルの国民又は永住者 (b)　イスラエルにおいて登記された企業であって、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるものの従業員 4　自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第二条に規定する運輸業に関連する製品を製造するためには、免許が必要とされ、また、当該免許を有する者は、次のいずれかの者でなければならない。 (a)　個人企業 (b)　イスラエルにおいて登記された企業であって、代表取締役及び少なくとも一人の会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者がイスラエルの国民又は永住者であるもの 5　イスラエルは、自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第九十七条に規定する特定の運輸業に関連する製品がイスラエルの市場のみにおける販売のために製造されることを決定することができる。 6　自動車査定士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 7　自動車サービスセンター（自動車整備工場）の専門的な経営者としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされ、また、自動車整備工場を運営するためには、少なくとも一人の免許を有する専門的な経営者が当該自動車整備工場において勤務していることが必要とされる。 注1　自動車分野におけるサービス及び職業の免許法（二千十六年）第二条に規定する「運輸業に使用する製品」とは、附属品、部品の組合せ、器具又は製造者のみが使用する作業工具である器具を除く。）、機器又は液体、固体若しくは気体の物質であって、自動車の組立て、保守若しくは適切な運転、自動車若しくは使用者の安全の確保又は使用者の便宜のために用いられるもの又は用いられることを目的とするものをいう。 注2　この表の適用上、代表取締役は、最高経営責任者と同等の地位であることが了解される。 注3　この表の適用上、会社法（千九百九十九年）第一条に規定する「利害関係を有する者」とは、次のいずれかの者をいう。 (a)　実質的な株主 (b)　一又は二以上の取締役又は代表取締役を任命する権限を有する者 (c)　企業において取締役又は代表取締役として勤務する者
三	
分野	運輸業
小分野	運転免許及び道路輸送サービス（旅客運送サービス及び自動車整備安全管理者を含む。）
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	道路輸送規則（千九百六十一年）第百七十五条から第百九十条まで、第二百十三条から第二百十三条Hまで、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条A、第二百四十七条、第二百五十一条、第五百三十一条、第五百六十七条、第五百六十七条B及び第五百八十二条 道路輸送に関する政令第十四条 商品及びサービスに関する監督命令（タクシーメーターの購入、設置及び保守）（千九百八十四年） 会社法（千九百九十九年）第一条
概要	1　道路輸送規則（千九百六十一年）第百七十五条から第百八十五条まで、第百八十九条及び第百九十条の規定に従い、特定の種類の運転免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 2　自動車教習の教官としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。

	3　タクシー事業者としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。 4　タクシーメーターの設置又は保守に従事する個人には、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされ、また、タクシーメーターの設置又は保守を行う企業は、会社法（千九百九十九年）第一条に規定する利害関係を有する者であって、イスラエルの国民又は永住者であるものを少なくとも一人有しなければならない。 5　自動車整備安全管理者として就労することの承認を与えられるためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
四	
分野	運輸業
小分野	道路貨物運送サービス業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	貨物サービス規則（二千一年）第二条及び第二十四条 輸送サービス法（千九百九十七年）
概要	1　貨物運送の免許を申請する個人及び貨物運送業の事業者は、イスラエルの国民又は永住者とする。 2　貨物運送業の専門的な経営者は、イスラエルの国民又は永住者とする。
五	
分野	運輸業
小分野	海上輸送業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	海運法（海洋船舶）（千九百六十年） 港湾に関する政令（千九百七十一年） 港湾に関する規則（航行の安全）（千九百八十二年） 海運法（船員）（千九百七十三年） 海事規則（船員）（二千二年） 海事規則（船員）（船舶及び引き船へのイスラエルの船員の配属）（二千十六年） 海運港湾当局法（二千四年）
概要	海運法（イスラエルの管理下にある外国の海洋船舶）（二千五年） 1　イスラエルの船舶登録簿に登録し、及びイスラエルの国旗を掲げるためには、イスラエルの国民若しくはイスラエルに設立される企業又はイスラエルによる船舶の所有権の過半数の保有が必要とされる。（イスラエルの船舶） 2　イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルに設立される企業が支配する外国船舶は、海運法（イスラエルの管理下にある外国の海洋船舶）（二千五年）に従ってイスラエルにおいて登録される。 3　イスラエルの船舶又は2に規定する外国船舶を運航するためには、イスラエルの船員が必要とされる。 4　船員としての免許を受けるためには、イスラエルの国籍が必要とされる。非居住者に対する免許の付与は、海運港湾管理者による事前の承認を条件とする。
六	
分野	運輸業
小分野	航空輸送業及び航空輸送の国内営業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	航空法（二千十一年） 航空サービス免許法（千九百六十三年） 空港当局法（千九百七十七年） 航空規則（航空機の運航及び飛行規則）（千九百八十一年）
概要	1　イスラエルの航空会社を運営し、又はイスラエルの航空機を運航するための免許は、次のいずれかの者に付与される。 (a)　イスラエルの国外で主たる事業活動を行わないイスラエルの永住者 (b)　イスラエルの国内で主たる事業活動を行うイスラエルの国民 (c)　イスラエルにおいて設立される企業であって、イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルが当事国である国際航空条約に従って支配され、及び所有される企業が直接に支配するもの 2　航空輸送の国内営業については、イスラエルの航空機によってのみ運航する。